

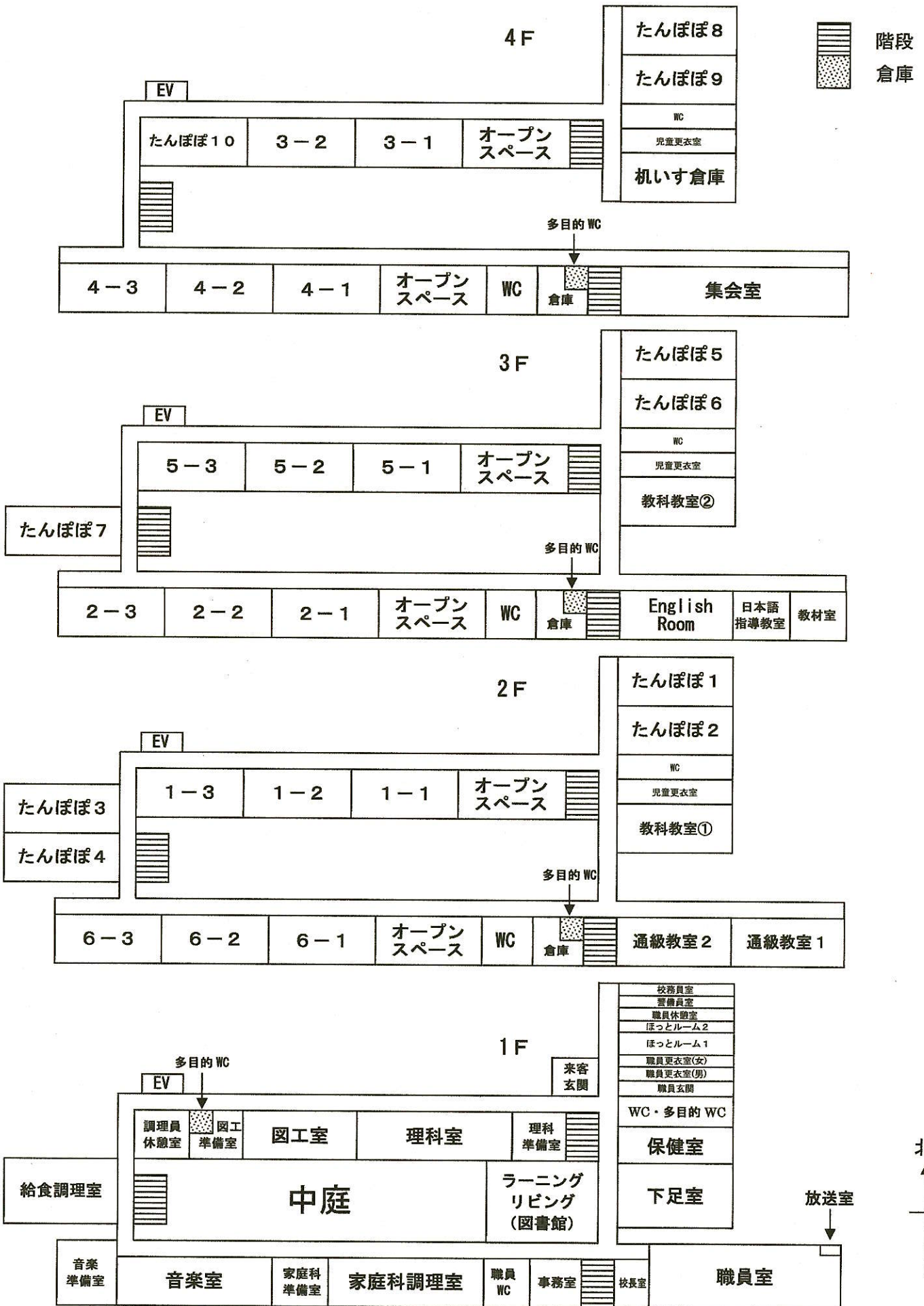
# 令和8年度 第1回 諸福中学校区学校運営協議会

令和8年6月24日（水）10時30分～12時00分  
諸福小学校1階「Go！リビング」

- 1 委員の任命について（10:30～10:35）
  - ・辞令交付
  - ・学校運営協議会について
- 2 会長選出（10:35～10:40）
  - ・委員の互選による選出
- 3 授業参観・校内見学（10:45～11:05）
- 4 協議（11:10～11:50）
  - （1）学校運営の基本方針について
    - ・諸福中学校、諸福小学校、諸福幼稚園
  - （2）小中連携について
    - ・本年度の小中一貫教育の取組について
  - （3）教育職員に関する業務量管理・健康確保措置の実施について
    - ・「学校と教師の業務の3分類」から諸福中学校区学校運営協議会としての取組を協議
- 5 連絡事項



# 令和8年度 諸福小学校 教室配置図



# 令和8年度 諸福中学校区学校運営協議会委員

	ふりがな 氏 名	住所	備考(詳細)	法的根拠
1	やくも なおみ 耶雲 直美		諸福小学校 PTA 会長	規則第8条第1項第1号
2	わだ ゆきえ 和田 幸江		諸福中学校 PTA 会長	規則第8条第1項第1号
3	きたむら たかし 北村 孝史		新田区長	規則第8条第1項第2号
4	たけはら せいじ 竹原 清司		元諸福小・中 PTA 会長	規則第8条第1項第2号
5	おおむろ せいじ 大室 誠士		地域コーディネーター	規則第8条第1項第3号
6	よしだ なおき 吉田 直樹		FROMアースキッズ代表	規則第8条第1項第3号
7	いしばしよしゆき 石橋 佳之		諸福小学校 校長	規則第8条第1項第4号
8	きしの ただのり 岸野 匡憲		諸福中学校 校長	規則第8条第1項第4号
9	さがわ よういち 佐川 陽一		諸福小学校 教頭	規則第8条第1項第4号
10	しげの けいすけ 重野 恵介		諸福中学校 教頭	規則第8条第1項第4号
11	すずき ひでお 鈴木 英夫		元諸福中学校 校長	規則第8条第1項第5号
12	くらした なみこ 蔵下 奈美子		諸福幼稚園 園長	規則第8条第1項第6号
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

# 地域と学校の連携・協働の必要性

## 地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

## 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

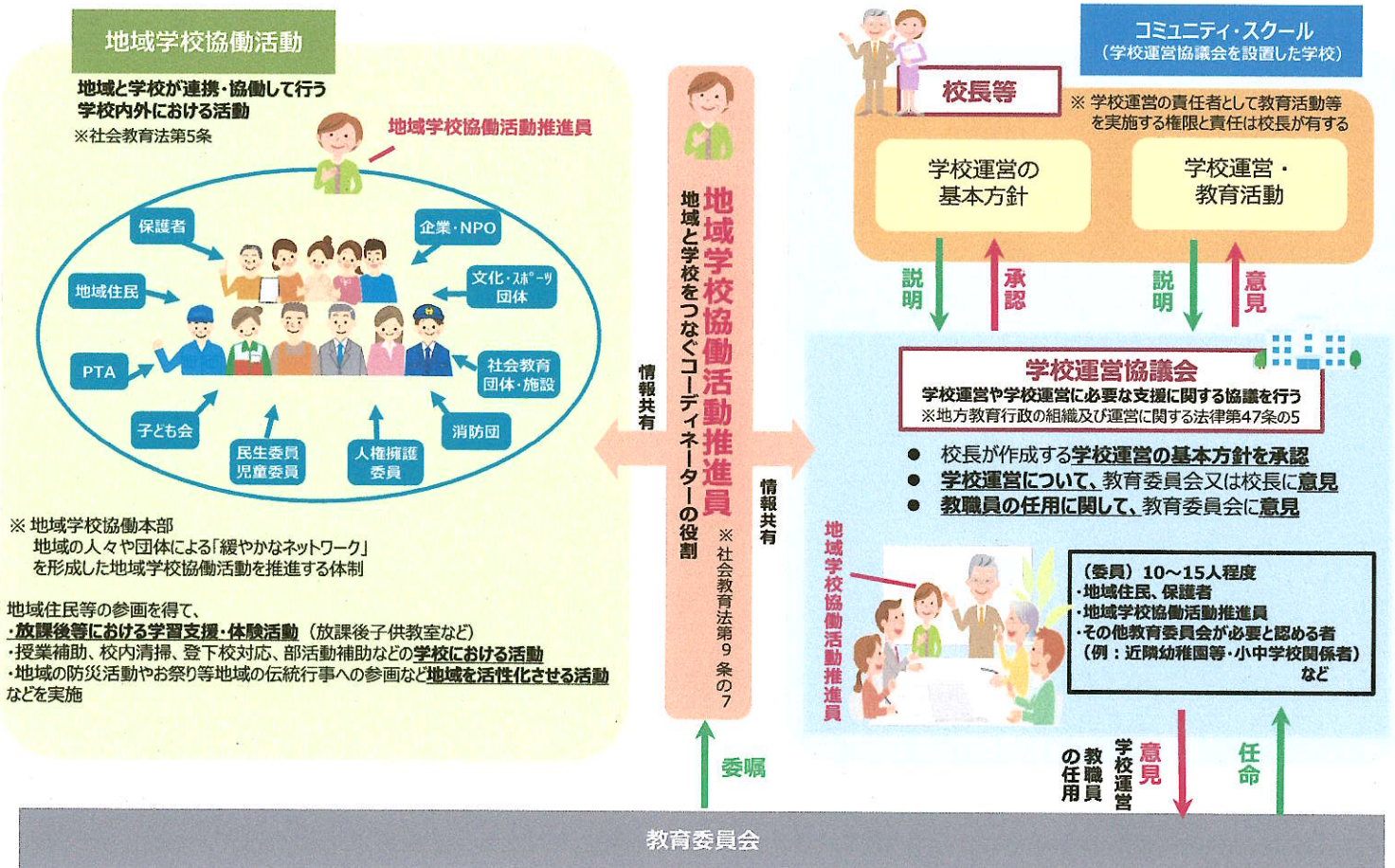
## 学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**



【参考】教育基本法 第13条  
 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

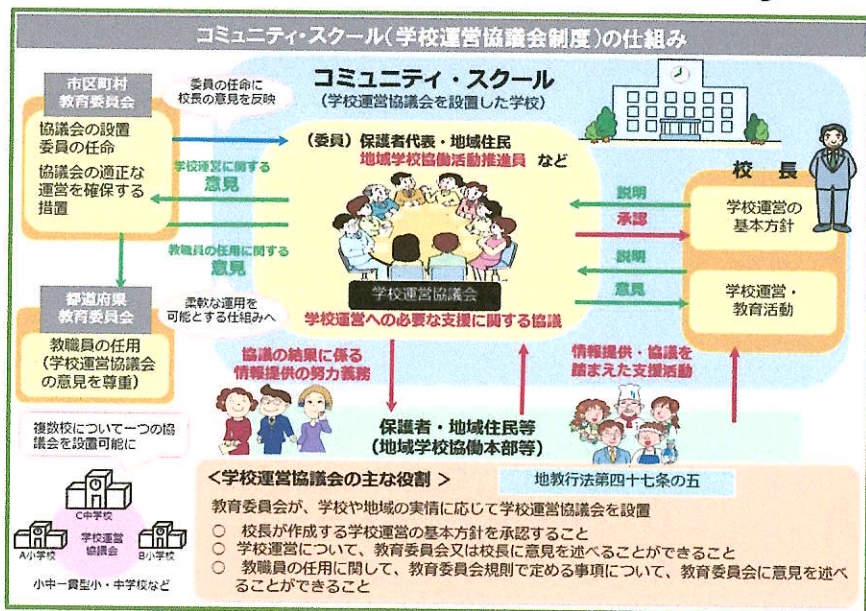
# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



# 学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)について



学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)とは、学校と保護者や地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組み、「地域とともにある学校」への転換をはかるための仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



文部科学省 HP より

大東市ではすべての中学校区ごとに学校運営協議会が設置されています。委員として地域住民や PTA 代表、学識経験者などを任命し、定期的に協議会が開催されています。委員の方々からは、学校運営の基本方針の承認をはじめ、学校運営や教育活動についてさまざまなご意見をいただき、その後の学校運営に反映させています。一例として、ある中学校区では委員が中学校区のそれぞれの小中学校の授業を参観して意見を協議するなど、協議会ごとにさまざまな取組みがされています。

昨年度は、中学校区間で取組みなどの情報や課題としてとらえていることを共有し合うために、教育委員会の主催で、学校運営協議会の代表者を対象とした意見交換会を開催しました。「異なる中学校区の取組みを聞いて参考になった」という感想や「課題としてとらえていることについて一緒に考えてもらえてよかった」といった感想がありました。



↑協議会のようす

大東市では、学校・保護者・地域が連携した学校運営による、子どもたちの健全育成をこれからも推進していきます。

お問い合わせ先：大東市教育委員会事務局 教育企画室 TEL072-800-8100

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 学校における働き方改革の一層の推進

#### (1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

### 2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

### 3. 教員の処遇の改善

#### (1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

#### (2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

#### (2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

## 施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

2

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

### 第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、 <b>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</b> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

3

大東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和3年3月25日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の市立学校への設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、大東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）を指定し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校の運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する次に掲げる事項について、教育委員会に対して述べることができる。この場合において、当該職員が府費負担教職員であるときは、教育委員会を經由し、大阪府教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に関すること。

(2) 個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に関すること。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画等の促進及び情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、対象学校の保護者及び地域住民等の参画、支援及び協力を促進するため、対象学校の保護者及び地域住民等に対して、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10名（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、20名）以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長その他の職員

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤

の特別職とする。

(任期)

第9条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）第2条第1項第2号の規定によるものとする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、毎年度最初に招集される協議会の招集及び会長が選出されるまでの間の協議会の主宰は、教育長が指名する者が行う。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議において大東

市情報公開条例（平成9年条例第3号）第7条に該当する情報を取り扱う場合は、公開しないものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、大東市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報を取り扱う場合又は会議の開催若しくは進行が妨害されると認められる場合は、会議を公開しないことができる。
- 3 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 4 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（専門部会）

第15条 専門の事項を協議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、会長は、教育委員会の承認を得た上で協議会に属さない者を部会委員として指名することができる。
- 4 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

（研修等）

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、委員に対し必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解任）

第18条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 辞職の申出があった場合
- (2) 第10条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、対象学校において行う。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、学校運営協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月25日から施行する。

## 令和8年度 小中一貫教育年間計画

### 諸福中学校区の「めざす子ども像」

- ・自ら学習に取り組み、学び合える子ども
- ・お互いの良さを認め合い、心豊かで思いやりのある子ども
- ・基本的な生活習慣を身に付け、健康でたくましい子ども

#### 1. 今年度の小中一貫教育の取り組み

##### ①諸福中学校区 小中一貫教育連絡会

- 日時：5月11日（月）10：00～ ※オンライン
- メンバー：校長、教頭、小中一貫教育担当
- 内容：・メンバーの顔合わせ ・日程の確認 ・今年度の取り組みの確認 など

##### ②第1回小中一貫教育（授業公開&講演会【諸福中】）

- 日時：9月4日（金）授業公開…14：20～15：10  
講演会…15：30～16：50ごろ
- 内容：「自己調整学習」をテーマにした研修

##### ③第2回小中一貫教育（授業公開&小中交流【諸福小】）

- 日時：10月16日（金）授業公開（全クラス）…13：45～14：30  
小中交流…14：50～16：00ごろ
- 内容：・各教科で顔合わせ、「自由進度学習、自己調整学習」をテーマにした交流

##### ④第3回小中一貫教育（授業見学【諸福小】 中学3年生の担任団が6年生の授業見学）

- 日時：1月21日（木）授業見学（基本6年生）…5時間目以降

##### ⑤諸福中学校区 小中一貫教育連絡会

- 日時：3月19日（金）16：00～
- メンバー：小中一貫教育担当
- 内容：・今年度のふりかえり ・次年度の計画や日程調整 など

- ※その他…○小学校公開授業 12月 4日（金）13：45～  
○中学校授業改善研修 1月18日（月）14：15～

### R6年度までの教科部会としての取り組み

- 年度当初に各教科部会から出た「児童生徒間で交流できる取組みの検討・設定したもの」で、今年度実施できたものは音楽部と外国語部以外はない。→ 例年「〇〇をする」と拳がるが、結局できず次年度に申し送る。
- 教科以外の方が取組みとしては動きやすそう（教科になると、取組みの調整や準備に担任の先生が億劫になる）
- 次年度に教科部会のメンバーが変わることもふまえ、昨年度から申し送ったとしても新たな担当がその内容の実施にどれほどまでの必要性を感じるか不透明。
- 昨年度中学校の家庭科の先生が時短で部会として成り立たなかった。今年度も同じような現象が起こっている

○音楽部と外国語部に関しては、勝手にいろいろやっている。← 理想の形。このように自走できないか  
教科にしばられないほうが何かと取り組みを進められそう

○それぞれの教科で「〇〇をやらないと」となると、そのために新たに取組まないといけなってしまう可能性が高い。(現にここ数年動くことができなかったことがたくさんある)

○実際に「あいさつ運動」や「クラブ見学」、来年度予定の「引き渡し訓練」など、教科に関係ない方が動いている。また教科においても、担当教員が必要と感じていれば実際に取組むことができている。(音楽と外国語)これらの教科は教科部会の枠組みを外しても自走してくれそう。

○イメージとしては、「小学校(中学校)で〇〇をする予定ですが、よかったら一緒にやりませんか?」で一緒にできればよい。(引き渡し訓練のような感じ)そのためには、小中の先生方で気軽にこういうことが言えるような関係になっていることが必要。一度小中の先生を交えた飲み会を開いてみてはどうか?

以上のことから、教科部会の枠組みを外して「専門部」を設置し、よりフットワークを軽くして気軽に小中で一緒に取組める枠組みにしていきたいと考えています。先生方には各専門部に所属してもらい、できる人ができる時にできることを発信できるようにしたいと思います。

学力向上部 ②生活・生徒指導部 ③児童・生徒会部 ④キャリア教育部 ⑤支援教育部 ⑥人権教育部

⑦養護教諭部 ※教科部

{ 昨年度の外国語や音楽のように、今年度も教科で取組みたいという先生方もおられると思うので、専門部  
とは別で「教科部」も設置します。 }



※R7年度は専門部を設置しての交流も行っていたが、R8年度は「めざす子ども像」の1つ目にフォーカスし、教科部ごとに「自由進度学習(小)・自己調整学習(中)」に的を絞って考え、交流する。

教科部(案)は以下の通り。※道徳、視聴覚、ICTについては、今後割り振りします。

- ①国語部 ②数学算数部 ③英語部 ④理科部 ⑤社会部 ⑥技術家庭部(栄養教諭)  
⑦体育部(養護教諭) ⑧音楽・美術図工・生活部 ⑨支援教育部

## 2. 今年度も継続していく取り組み

- ・小中引継ぎ会(小6担任と中1担任)
- ・職場体験での交流(中2が小学校へ)
- ・中学校体験会とクラブ見学(小6)
- ・中学校の先生が小学校で授業をする(外国語)
- ・小中合同研修の実施
- ・小中の生指担当同士の情報共有
- ・各教科でTeamsのグループを作り、交流の場を設ける
- ・小学校もしくは中学校の校内研に参加する
- ・生徒会や児童会が各学校に行つてのあいさつ運動
- ・中学校の卒業式予行に小学校の先生が参加
- ・小学校の教員が中学校の進路委員会(高校入試に関する会議)に参加
- ・中学校の行事(体育祭とけやき祭)に参加する(教務)
- ・けやき祭の優秀展示作品を、小学校で展示する(新たな取り組み)
- ・出前授業(担当が小6に中学校の説明をする)
- ・諸福幼稚園との交流

# 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。  
取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

## 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画